

排水設備工事費助成制度について

下水道の工事が完了した地区については、「下水道へ接続し利用できます。」ということで、町において供用開始の公告をしますが、その公告に示された地域の方は、速やかに下水道への接続のための排水設備工事（トイレを水洗化する工事、トイレからの排水や台所・風呂場等からの排水を管渠で集めて下水道管へ導く工事）を私費で実施しなければなりません。

(1) あさぎり町では、皆様が私費で設置される排水設備工事費の一部について、排水設備工事1回に限り下記により助成することとしています。

区 分		助 成 金 の 額	
排水設備設置義務者自ら、又はその親族が居住の用に供する建物につき、下水道供用開始告示の日より3年以内に下水道への接続工事が完了した場合	汲み取り便所を改造して下水道へ接続（新設を含む。）	200,000 円	便所・炊事場・風呂場等の汚水の集合地点（集めます）から公共ますまでの宅地内排水設備工事の管敷設延長が10mを超えた部分について 1m（1m未満切捨て）当たり2,000円を乗じた額
	単独処理浄化槽を廃止して下水道へ接続	100,000 円	
	合併処理浄化槽を廃止して下水道へ接続	60,000 円	
上記以外の建物（貸家・アパート・事務所・店舗・工場等）につき、下水道供用開始告示の日より3年以内に下水道への接続工事が完了した場合	下水道供用開始告示の日より1年以内に下水道への接続	40,000 円	
	下水道供用開始告示の日より2年以内に下水道への接続	30,000 円	
	下水道供用開始告示の日より3年以内に下水道への接続	20,000 円	

(2) 排水設備工事費助成金の受給資格

- * 供用開始告示の日から3年以内に排水設備工事を行う者。
ただし、「この期間内に排水設備工事ができなかったことについて、相当の理由があった。」と町長が認めた場合は、この限りでない。
- * 町税及び下水道事業受益者分担金を滞納していない者。